

平成25年度 特別支援教育専門研修実施要項

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

1 目 的

障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めるために必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。

2 対 象

特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。

3 受講資格

障害のある幼児児童生徒の教育に関する基本的知識を有し、かつ、教職経験年数3年以上であること。

4 コース、募集人員、研修期間及び研修時間

(1) 各期のコース名、募集人員及び研修期間は、次の表のとおりとする。

各コースでは、コース共通事項のほか、各障害教育専修プログラムを実施する。なお、知的障害・肢体不自由・病弱教育コースにおいては、専修プログラムのほか、重点選択プログラムを実施する。また、発達障害・情緒障害・言語障害教育コースにおいては、専修プログラムのほか、選択プログラムを実施する。

(2) 研修期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日は、休日とする。

(3) 研修時間は、8時30分から17時15分までとする。

期	コース名 (対象とする教育)	専修プログラム		募集 人員	研 修 期 間
第一期	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース (主に特別支援学校の教育)	知的障害教育専修プログラム ----- 肢体不自由教育専修プログラム ----- 病弱教育専修プログラム	重点選択プログラム ① 知的障害を伴う自閉症 ② 重度・重複障害 ③ 支援機器・教材等活用	80名	平成25年5月8日(水) } 平成25年7月9日(火)
第二期	視覚障害・聴覚障害教育コース (主に特別支援学校の教育)	視覚障害教育専修プログラム ----- 聴覚障害教育専修プログラム		40名	平成25年9月3日(火) } 平成25年11月8日(金)
第三期	発達障害・情緒障害・言語障害教育コース (主に幼小中高の教育)	発達障害教育専修プログラム (通常の学級における教育) (LD・ADHDを対象とした通級による指導における教育) ----- 自閉症・情緒障害教育専修プログラム (自閉症・情緒障害特別支援学級における教育) (自閉症、情緒障害を対象とした通級による指導における教育) ----- 言語障害教育専修プログラム (言語障害特別支援学級及び通級による指導における教育)	選択プログラム ① 通常の学級における指導 ～学級経営と学級づくり～ ② 通級による指導 ～通級指導教室の役割と連携の在り方～ ③ 特別支援学級における指導 ～交流及び共同学習と校内体制～	80名	平成26年1月9日(木) } 平成26年3月14日(金)
計 200名					

(注) 募集人員を超えて推薦があった場合、人数の調整もあり得る。

5 研修内容

- (1) 研修は、講義・演習、研究協議、実地研修、課題研究から構成する。
- (2) 研修員は、研修の事前学習として収録講義視聴による学習を3時間程度行うものとする。ネットワーク利用のため、研修員には視聴用ID等を付与し、学習する内容については別途指示する。

6 研修員の推薦手続

- (1) 次の者を推薦者とする。
 - ア 公立学校の教員及び教育委員会、特別支援教育センター等の教職員については、当該都道府県又は当該政令指定都市の教育委員会教育長とする。
 - イ 国立大学の附属学校の教員については、当該国立大学長とする。
 - ウ 私立学校の教員については、当該都道府県知事とする。
- (2) 推薦者は、候補者を選定し、別紙様式1及び2により本研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦する。
- (3) 推薦期限は、平成25年1月31日（木）までとする。

7 研修員の決定

- (1) 理事長は、推薦のあった者の中から研修員を決定し、その結果を推薦者に通知する。
- (2) 研修員及び推薦者等は、研修受講後の研修成果をより一層活用する観点から、「研修成果の活用等に関する事前計画書」を作成し、各研修コース開始までに送付することとする。書式等については、別途指示する。

8 研修の中止等

推薦者は、研修の実施に先立って研修派遣を取り止める場合又は研修期間中に研修派遣を中止若しくは中断する場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得るものとする。

9 研修に関するレポートの提出

研修員は、研修終了日までに研修に関するレポートを理事長に提出するものとする。

10 修了証書の授与

所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

11 宿泊施設の利用

研修員は、原則として、研究所の研修員宿泊施設に宿泊するものとする。

ただし、特別な事情がありやむを得ないと理事長が認めた場合は、研修員宿泊施設以外の宿泊施設等に宿泊ができるものとする。

12 研修に要する経費

受講料は徴収しない。宿泊料その他所要経費は別紙参照のこと。

13 免許法認定講習及び免許状更新講習

研修においては、専修プログラム内容を中心に、教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を合わせて開設し、次表のとおり、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位の修得を可能とする予定である。ただし、自閉症・情緒障害教育専修プログラム、言語障害教育専

修プログラム及び発達障害教育専修プログラムについては、一部単位についての取得となる。

専修プログラム名（研修コース名）	修 得 可 能 な 単 位（予定）
知的障害教育専修プログラム （知的障害・肢体不自由・病弱教育コース）	特別支援学校教諭（知的障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計 6 単位
肢体不自由教育専修プログラム （知的障害・肢体不自由・病弱教育コース）	特別支援学校教諭（肢体不自由者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計 6 単位
病弱教育専修プログラム （知的障害・肢体不自由・病弱教育コース）	特別支援学校教諭（病弱者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計 6 単位
視覚障害教育専修プログラム （視覚障害・聴覚障害教育コース）	特別支援学校教諭（視覚障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計 7 単位
聴覚障害教育専修プログラム （視覚障害・聴覚障害教育コース）	特別支援学校教諭（聴覚障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計 7 単位
発達障害教育専修プログラム 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム （発達障害・情緒障害・言語障害教育コース）	特別支援学校教諭（知的障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位のうち、第 1 欄及び第 3 欄に属する単位 計 3 単位 （教育職員免許法施行規則第 7 条の表第 1 欄及び第 3 欄に属する科目の単位）

また、上記の免許法認定講習同様、各コースにおいて免許状更新講習を開設する予定。

14 推薦にかかる留意事項

(1) 候補者の推薦について

推薦者は、下記の事項を確認の上、当該研修（専修プログラム）に適した候補者を推薦いただきますようお願いいたします。

- ① 各コース又は専修プログラムにおいて対象となる学校種又は障害種の教職員であること。
- ② 障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。

(2) 重点選択プログラムについて

第一期の知的障害・肢体不自由・病弱教育コースにおける「重点選択プログラム」では、例年「知的障害を伴う自閉症」に集中する傾向にあり、プログラム運営に苦慮しているところです。

つきましては、研修員候補者が複数名いる場合は、「知的障害を伴う自閉症」、「重度・重複障害」、「支援機器・教材等活用」のそれぞれに振り分けて推薦いただきますよう、お願いいたします。

(3) 選択プログラムについて

第三期の発達障害・情緒障害・言語障害教育コースでは、新たに「選択プログラム」を導入しました。このため、同コースを希望する場合は、研修員候補者の所属（通常、通級、特別支援学級のいずれか）を踏まえ、推薦書に選択プログラム名を必ず記入してください。

15 そ の 他

- (1) この要項のほか、特別支援教育専門研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 本研修終了後、研修員及びその任命権者に対して、アンケート調査等を実施する予定である。